

各 位

会社名 株式会社鴨川グランドホテル
代表者名 代表取締役社長 鈴木 健史
(コード番号 9695 東証 JASDAQ)
問合せ先 取締役管理部長 四野宮 章
TEL (04) 7094-5581 (代表)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除く）及び監査役（社外監査役を除く）に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

第 1 新株予約権を発行する理由

当社取締役（社外取締役を除く）及び監査役（社外監査役を除く）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的としております。

第 2 新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の名称 株式会社鴨川グランドホテル 2016 年株式報酬型新株予約権
2. 新株予約権の総数 520 個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合など割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は 100 株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の

調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年8月9日から平成58年8月8日まで

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

8. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併

契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 3. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 6. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記 8. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記 11. に準じて決定する。

10. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

11. その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日、又は新株予約権の割当日の翌日から 3 年を経過した日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。

上記 (1) にかかわらず、新株予約権者は、上記 5. の期間内において、

(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた日）の翌日から 15 日間に限り新株予約権を行使できる。ただし、上記 9. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く。

(3) 上記 (1) は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

12. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の(2)から(7)の基礎数値に基づき算定した1株当たりのオプション価格(1円未満の端数は四捨五入)に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qT} N(d) - Xe^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格 (C)
- (2) 株価 (S): 平成28年8月8日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- (3) 行使価格 (X): 1円
- (4) 予想残存期間 (T): 18年
- (5) 株価変動性 (σ): 18年間(平成10年8月9日から平成28年8月8日まで)の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利子率 (r): 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り (q): 1株当たりの配当金(平成28年3月期の実績配当金) ÷ 上記(2)に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数 ($N(\cdot)$)

※上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。割当てを受ける者が当社に対して有する新株予約権の払込金額の総額に相当する金額の報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

13. 新株予約権を割り当てる日 平成28年8月8日

14. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日 平成28年8月8日

15. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

割当ての対象者	人数	割り当てる新株予約権の数
当社取締役(社外取締役を除く)	5名	217個
当社監査役(社外監査役を除く)	1名	6個

第3 支配株主との取引等に関する事項

本件株式報酬型ストックオプションは、その一部につきまして、当社の支配株主である代表取締役社長鈴木健史を割当て対象としておりますので、支配株主との取引等に該当しております。

1. 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

当社では、平成28年7月6日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書における「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」について以下のとおり定めており、本件株式報酬型ストックオプションの発行は、この方針に則って決定しております。

『当社は、法令・社内規程に基づき、必要に応じて取締役会にて決議し、支配株主との取引等の実施を決定しております。また、取引等については監査役や内部統制室が監査を行うことで適正な取引が行われているかを監視し、当社ひいては少数株主の利益を害することのなきよう万全を期しております。

支配株主との取引等に関する水準については、外部の専門家の意見や市場価格を勘案した一般的な取引と同条件にて決定いたしております。』

本件株式報酬型ストックオプションの発行に際して、当社は平成28年7月20日に取締役会を開催し、取締役5名（うち独立役員である社外取締役1名）及び監査役3名（うち独立役員である社外監査役1名）により十分な審議を行い、発行に係る決議を行いました。また、上記1及び2に掲げる手続きを行っており、本件株式報酬型ストックオプションの発行は当該指針に適合しているものと判断しております。

2. 公正性を担保するための措置及び利益相反回避措置

本件株式報酬型ストックオプションは、平成28年6月29日開催の当社第69回定時株主総会において決議された内容及び予め社内で定められた規則及び手続きに基づいて発行しております。また、本件株式報酬型ストックオプションの付与が恣意的とならぬよう、当社及び割当対象者から独立した第三者機関である日興リサーチセンター株式会社によって、本件株式報酬型ストックオプションの公正価値を算出し、その結果に基づいた割当てを行い、その他の発行内容及び条件につきましても、一般的な株式報酬型ストックオプションの内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものであります。なお、利益相反を回避するため、当社の支配株主である代表取締役社長 鈴木健史は、自らを対象とする本件株式報酬型ストックオプション発行の取締役会の審議及び決議に参加していません。

3. 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本件株式報酬型ストックオプションに際して、平成28年7月8日に支配株主と利害関係のない当社社外取締役（独立役員）である本間隆弘氏より、割当対象者のうち当社代表取締役社長鈴木健史氏が当社の支配株主であるため、同氏に対する本件株式報酬型ストックオプションの付与は、株式会社東京証券取引所が定める「支配株主との重要な取引等」に該当するものの、①当社の代表取締役である同氏の職責が当社業績の向上であることは明らかであること、②本件株式報酬型ストックオプションは、第69回定時株主総会によって承認されたこと、③本件株式報酬型ストックオプションの権利行使価額その他の発行内容及び条件について検討した結果、本件株式報酬型ストックオプションは適正なものであり、妥当性が確保されていること、④社内で定められた規則および手続きに基づき発行されるものであること、⑤今回の取締役会決議において発行される予定のすべての新株予約権が権利行使された場合、交付される当社普通株式の上限は74,000株であり平成28年3月末の発行済株式総数10,453,920株の0.7%にあたり、本件株式報酬型ストックオプションの付与が株式価値の希薄化に与える影響は極めて限定的であること、⑥本件株式報酬型ストックオプションの発行内容及び決定方法等指摘すべき事項が認められないことから、代表取締役社長である鈴木健史氏に対する本件株式報酬型ストックオプションの付与は、少数株主にとって不利益となるものではない旨の意見を取得しております。

以 上